

様式第 1 号

土壌汚染対策法に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び  
標準処理期間

(平成 22 年 1 月 4 日設定)

(平成 22 年 4 月 1 日改正)

(平成 27 年 4 月 1 日改正)

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

(令和 2 年 6 月 9 日改正)

(令和 7 年 3 月 26 日改正)

- 1 「土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがない旨の確認」(第 3 条第 1 項ただし書)(大牟田市の区域に係るものに限る。)については、次のとおりとする。

※ 審査基準 「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について(平成 31 年 3 月 1 日環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知)」(以下「施行通知」という。)(第 3. 1. (4))及び「土壌汚染対策法第 3 条第 1 項の土壌汚染状況調査について(平成 15 年 5 月 14 日環水土発第 030514001 号環境省環境管理局水環境部土壌環境課長通知)」のとおり

※ 標準処理期間 30 日

- 2 「施行管理方針の確認」(第 12 条第 1 項第 1 号)については、次のとおりとする。

※ 標準処理期間 60 日

(うち、保健福祉環境事務所からの進達等に係る日数 7 日)

- 3 「指定の申請による指定」(第 14 条第 3 項)については、次のとおりとする。

※ 審査基準 施行通知(第 4. 3. (3))のとおり

※ 標準処理期間 60 日

(うち、保健福祉環境事務所からの進達等に係る日数 7 日)

4 「搬出しようとする土壌に係る環境省令で定める基準に適合する旨の認定」(第16条第1項)については、次のとおりとする。

※ 審査基準 施行通知(第5. 1. (3) ②) のとおり

※ 標準処理期間 21日

(うち、保健福祉環境事務所からの進達等に係る日数 7日)

5 「汚染土壌処理業の許可」(第22条第1項)及び「汚染土壌処理業の変更の許可」(第23条第1項)については、次のとおりとする。

※ 審査基準 汚染土壌処理業に関する省令(平成21年環境省令第10号。以下「省令」という。)第1条第2号に定めるセメント製造施設に係るものについては別紙1(1)のとおりとし、省令第1条第5号ロに定める自然由来等土壌利用施設(自然由来等土壌海面埋立施設)に係るものについては別紙1(2)のとおりとする。

上記以外の汚染土壌処理施設に係るものについては設定しない。

※ 標準処理期間 設定しない

6 「汚染土壌処理業の譲渡及び譲受の承認」(第27条の2第1項)、「汚染土壌処理業者の合併又は分割の承認」(第27条の3第1項)並びに「汚染土壌処理業の相続の承認」(第27条の4第1項)については、次のとおりとする。

※ 審査基準 別紙2のとおりとする。

※ 標準処理期間 設定しない

7 「指定調査機関の指定」(第29条)については、次のとおりとする。

※ 審査基準 設定しない

※ 標準処理期間 30日

汚染土壌処理業（セメント製造施設）の許可に係る審査基準

- 1 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）第22条第3項に規定する基準に適合すること。
- 2 法第22条第6項の環境省令で定める基準に適合する処理を的確に、かつ、継続して行うことができる設備及び事業経営計画を有すること。
- 3 次の通知等のおりとする事。
  - (1) 汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年3月1日環水大土発第1903018号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）
  - (2) 汚染土壌の処理業に関するガイドライン改訂第4.3版（令和6年4月環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）
  - (3) 汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項（令和6年3月環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）
- 4 汚染土壌処理施設の能力が次の基準に適合すること。
  - (1) 汚染土壌の処理の方法が科学的かつ合理的な原理を有していること。
  - (2) 処理の対象とする特定有害物質の特性を十分考慮して施設が構成され、かつ、施設における処理の過程が全体に一連の系として合理的なものであること。
  - (3) 分解量、処理生成物等への残留量、排水及び排ガス等への移行量など、特定有害物質の流れが合理的に説明できるものであること。
  - (4) 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和48年福岡県条例第8号）第2条に規定する区域の公共用水域に排水を排出する場合には、排出口における排水の水質を、同条例第3条に規定する上乘せ排水基準（既設事業場又は新規事業場の区分があるときは新規事業場、業種（施設）の区分があるときは「その他の業種（施設）」の欄に掲げる基準）に適合させるために必要な処理設備が設けられていること。
  - (5) 排水を公共用水域に排出する場合又は排水を排除して下水道を使用する場合には、排出口における排水の水質を法第22条第6項の環境省令で定める基準に規定する方法により1年に1回以上測定することについて、申請書又はその添付書類に記載されていること。
  - (6) 保管設備は、セメント製造施設の処理能力に応じ、十分な容量を有するものであること（ただし、保管容量は施設の一日当たりの処理能力に相当する数量に原則として28を乗じて得られる数量を超えないものであること。）。
- 5 申請者の能力が次の基準に適合すること。
  - (1) 申請者が、当該施設に係る土地及び施設について、継続的に使用する権原を有していること。
  - (2) 製造されるセメントについて、その通常の使用に伴い特定有害物質による人の健康に係る被害が生ずるおそれがない（当該使用状態にあるものが特定有害物質の溶出量及び含有量の点で問題がないことをいう。）ものとなるように品質管理の方法が定められていること。
  - (3) 申請者の経理的基礎について、次のいずれかに該当すること。
    - ア 申請者が法人である場合には、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていること。
    - イ 申請者が個人である場合は、利益が計上できていること。
    - ウ ア又はイに該当しない場合にあつては、事業改善計画書、金融機関からの融資の状況を証する書類、中小企業診断士の診断書等から、事業を的確に、かつ、継

続して行うに足りる経理的基礎を有すると認められるものであること。

汚染土壌処理業（自然由来等土壌利用施設（自然由来等土壌海面埋立施設））の許可に係る審査基準

- 1 法第22条第3項に規定する基準に適合すること。
- 2 法第22条第6項の環境省令で定める基準に適合する処理を的確に、かつ、継続して行うことができる設備及び事業経営計画を有すること。
- 3 次の通知等のおりとする事。
  - (1) 汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年3月1日環水大土発第1903018号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）
  - (2) 汚染土壌の処理業に関するガイドライン改訂第4.3版（令和6年4月環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）
  - (3) 汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項（令和6年3月環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）
- 4 汚染土壌処理施設の能力が次の基準に適合すること。
  - (1) 周辺の水域の水又は周縁の地下水を3月に1回以上採取し、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。）以下「規則」という。）第6条第2項第2号の環境大臣が定める方法により、許可を申請する特定有害物質を測定することについて、申請書又はその添付書類に記載されていること。
  - (2) 汚染土壌の事業場外への流出を防止するため、汚染土壌の埋立場所が擁壁等で囲まれていること及び余剰となった保有水等を排出する場合は沈砂池等が設けられていること。
- 5 申請者の能力が次の基準に適合すること。
  - (1) 申請者が、当該施設に係る土地及び施設について、継続的に使用する権原を有していること。
  - (2) 申請者の経理的基礎について、次のいずれかに該当すること。
    - ア 申請者が法人である場合には、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていること。
    - イ 申請者が個人である場合は、利益が計上できていること。
    - ウ ア又はイに該当しない場合にあつては、事業改善計画書、金融機関からの融資の状況を証する書類、中小企業診断士の診断書等から、事業を的確に、かつ、継続して行うに足る経理的基礎を有すると認められるものであること。

汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併又は分割並びに相続の承認に係る審査基準

- 1 法第22条第3項第2号及び省令第4条第2号に規定する基準に適合すること。
- 2 法第22条第6項の環境省令で定める基準に適合する処理を的確に、かつ、継続して行うことができる事業経営計画を有すること。
- 3 次の通知等のおりとする事。
  - (1) 汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について（平成31年3月1日環水大土発第1903018号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）
  - (2) 汚染土壌の処理業に関するガイドライン改訂第4.3版（令和6年4月環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）
  - (3) 汚染土壌処理業の許可審査等に関する技術的留意事項（令和6年3月環境省水・大気環境局環境管理課環境汚染対策室）
- 4 申請者の能力が次の基準に適合すること。
  - (1) 申請者が、当該施設に係る土地及び施設について、継続的に使用する権原を有していること。
  - (2) 申請者の経理的基礎について、次のいずれかに該当すること。
    - ア 申請者が法人である場合には、利益が計上できていること又は自己資本比率が1割を超えていること。
    - イ 申請者が個人である場合は、利益が計上できていること。
    - ウ ア又はイに該当しない場合にあつては、事業改善計画書、金融機関からの融資の状況を証する書類、中小企業診断士の診断書等から、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すると認められるものであること。